

平成 20 年 9 月 25 日

障害者施策推進本部長 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
副会長 山 本 征 雄

障害者基本法の改正にあたっての日身連の要望について

障害者基本法附則第 3 条における“ 施行後 5 年を目途として障害者に関する施策の在り方についての検討 ” にあたっては、障害者の実像やその取り巻く環境・生活の実態とその変化をふまえ、障害者施策と地域社会をつくるための必要な手立てが、十分な検討を経たなかで適切な形として同法に反映できるようにしていただきたい。

日身連としては、特に以下のことについて、強く要望するものである。

記

1. 障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議七に関連して、条約の政府仮訳と日本障害フォーラム(JDF)等との仮訳の相違がないように協議していただきたい。

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議・・・別紙 1 添付。

2. 第 58 回 ESCAP 総会(2002 年 5 月 22 日)で採択された「新アジア太平洋障害者の十年(2003 - 2012 年)」における今後 10 年間における基本課題を早期に具現化すること。

特に、20 歳を超えた成人障害者の経済的自立は、社会の責務とし、扶養関係者は精神的支え合いのみにして人としての尊厳を確立すること。

「新アジア太平洋障害者の十年」の今後 10 年間における基本課題・・・別紙 1 添付。

3. 障害者基本法改正に伴い、新たに規定すること。

- (1) “差別” の定義の規定
- (2) “障害者” の定義の規定並びに“障害” の表現(用語)の改訂の検討
- (3) 合理的配慮の明示化と間接差別に対する施設等の基準の明確化と整合
- (4) 独立した人権救済機関の設置の規定
- (5) 国内実施及び監視(モニタリング)の独立した仕組みの設置
- (6) 小規模作業所への財政的援助を含めた支援の規定

3 . 平成 16 年の障害者基本法改正後に制定等された以下の法律との整合性を十分に考慮すること。

- (1) 障害者自立支援法 (別紙 2 添付のとおり)
- (2) 発達障害者支援法
- (3) バリアフリー新法
- (4) 身体障害者補助犬法の一部改正
- (5) 障害者雇用促進法の一部改正案
- (6) ハート購入法案
- (7) 障害者虐待防止法 (仮称)

4 . 障害者権利条約の批准にあたり、障害者基本法の見直しで対応するのか、または新たに、障害者差別禁止法 (仮称) の法制化で対応するのか検討を行うこと。

以 上

「新アジア太平洋障害者の十年」の今後10年間における基本課題

1. 扶養義務制度の改正（民法の扶養義務の廃止または範囲の縮小）
2. 「障害者差別禁止法」の制定
3. 所得保障制度の確立（障害基礎年金制度、生活保護制度の改正を中心に）
4. 障害認定制度・等級制度の改正
5. 障害関連法の一元化（「障害者福祉法」の制定）
6. アクセス権の拡充（情報アクセス・交通アクセス等）
7. 知的障害者に対する入所施設偏重政策の是正ならびに精神障害者に対する社会的入院問題の解消（在宅サービスの拡充を前提に）
8. 人的支援サービスの確立（重度障害者の介助保障など）
9. 障害者雇用制度の改正（精神障害者の障害者雇用促進法への完全適用を中心に）
10. 施設制度・施設体系の改正など

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 一、 障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法第三条第一項の基本的理念を踏まえ、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できることを基本とすること。
- 二、 障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。
- 三、 障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。
- 四、 情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであるにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。
- 五、 障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。
- 六、 「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。またてんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。
- 七、 国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。
右決議する。

平成 20 年 7 月 15 日

社会保障審議会障害者部会
会長 潮谷 義子 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会長 小川 榮一

「障害者自立支援法」の抜本の見直しにかかる日身連の要望

「障害者自立支援法」が施行されてからの間、制度を利用する上で様々な問題が生じ、このことに対し、国は特別対策、そして緊急措置を講じました。しかし、依然として、利用者や施設関係者等は不安を抱え、深刻な課題として残されています。

日本身体障害者団体連合会は、この現状を重く受け止め、障害者自立支援法の見直しにかかる検討委員会（松井逸朗委員長）を設置し、検討を重ねてまいりました。

については、障害者が安心して生活できる環境体制を整備することが喫緊の課題であり、「障害者自立支援法」が、障害者の自立を支え、格差のない、共生社会の実現となるよう、下記の諸点について要望いたします。

記

障害者自立支援法に対する抜本の見直しの前提条件について

- ・ 対等の契約原理を維持し、措置制度に逆戻りしないこと。
- ・ 介護保険との統合を前提としないこと。
- ・ 付帯決議については、予算確保を含め、速やかに対処すること。

1. 利用者負担の在り方について

- (1) 利用者負担の月額負担上限額は、一般分についても軽減策を講じること。
- (2) 入所施設の補足給付を 2 万 5 千円から最低 4 万 5 千円に引き上げること。
- (3) 就労関係の施設や事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業等）は、「働く」ことを目的としており、類似の機能を有する職業能力開発事業等の取扱いとの整合性から考えても、利用料は無料にすること。
- (4) 障害福祉サービス、自立支援医療、補装具を複合利用する場合、別々の負担とせず、総合上限額制度を導入すること。

2．事業者の経営基盤の強化について

- (1) 従前の90%保障を100%にすること。
- (2) 支払方法については、報酬額を人件費と他の事業費に分けた上、人件費相当分を月払い方式、その他の経費を日払い方式とすること。
- (3) 小規模作業の法定事業への移行要件の緩和を講じる等、円滑な移行の実施を図ること。また、法定化できない作業所に対して、施設運営ができるように新たな受け皿のあり方を構築するなど、救済的な措置を講じること。
- (4) 自立訓練・就労移行支援における標準利用期間超過減算(基本単位数の95%を算定)は、利用者と施設経営の安定という観点からも廃止すること。

3．障害者の範囲について

発達障害者等を含め、障害者の範囲について抜本的に見直すこと。

4．障害程度区分認定の見直しについて

- (1) 地域間格差なく、必要な支援(サービス)が適切に利用できるよう、対象者及び量の制限をしないこと。障害程度区分の認定項目については、介護認定基準を前提とせず、障害者の個々人の日常生活、社会生活上の制限に対応したものとすること。
- (2) 利用目的の視点からも、障害程度に応じた支援(サービス)するための区分として相応しい名称に変更(障害程度支援区分/仮称)していただきたい。
これらの課題の解決のために、厚生労働省において、障害者団体、地方自治体、有識者等で構成された委員会を設置し、早急に検討されたい。

5．サービス体系の在り方について

- (1) 身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設し、地域生活の基盤整備の一層の促進を図ること。
- (2) 移動支援については、格差なく利用に困難が生じないように、個別給付にする等の対策を講じること。

6．相談支援の充実について

- (1) 相談支援事業が十分に機能できるよう、ケアマネージャー制度の創設等を検討していただきたい。
- (2) 相談支援事業体制のツールの一つとして、障害者相談員等の活用の促進を図っていただきたい。

7．地域生活支援事業について

- (1) 福祉サービス並びに利用者負担等の実態を調査し、地域間格差解消のため適正な対策を講じるとともに、事業の財政責任を明確にし、裁量的経費を義務的経費にすること。

- (2) 地域生活支援事業を円滑にすすめるために重要な地域サービスの基盤である障害者社会参加推進センターについては、大都市特例が廃止されたが、地域において障害者の社会参加の促進等を図るためにも従前の体制に戻すこと。
- (3) コミュニケーション支援事業については、義務的経費とし原則無料とすること。

8 . 就労の支援について

- (1) 今国会に提出される障害者雇用促進法の改正案の法制化を図り、障害者雇用支援に対する積極的な政策を進めるとともに、就労できない重度障害者についても、きめの細かい対策を講じること。
- (2) 就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター事業の利用料については、無料とすること。少なくとも、就労控除（月收入24,000円）については、現行の低所得者層だけではなく、一般まで拡大すること。

9 . 所得保障の在り方について

障害者が地域で自立して生活するために、障害基礎年金額の増額や住宅手当の創設等、所得保障を早急に実施すること。

以 上